

## 韓国知的財産ニュース 2012 年 3 月後期

(No. 219)

発行年月日：2012 年 4 月 10 日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<http://www.jetro-ipr.or.kr>

### ★★★★目次★★★★

※このニュースは、3月16日から31日までの韓国知的財産ニュース等をまとめたものです。

#### 法律、制度関連

今号はございません。

#### 関係機関の動き

- 2-1 技術流出防止、電子指紋で解決<営業秘密原本証明サービス> (3月16日)
- 2-2 特許顧客相談センター運営開始から10周年、規模・利用件数増加 (3月19日)
- 2-3 特許庁、大学・公的(研)特許技術パッケージの事業化本格的に推進 (3月19日)
- 2-4 メキシコの特許取得、3.5年から1ヵ月に短縮<特許審査ハイウェイ> (3月26日)
- 2-5 韓・米 FTA に伴う知財権紛争解決、米国に現地支援体制を構築 (3月27日)
- 2-6 KEA、電子・IT企業の特許紛争に備えてオーダーメイド型情報サービス開始 (3月28日)
- 2-7 商標の使用意思確認制度および手数料加算制度施行 (3月29日)
- 2-8 商標優先審査の申請要件を大幅緩和 (3月30日)
- 2-9 特許審判院、特許紛争関連の審判を早期処理 (3月30日)

#### 模倣品関連及び知的財産権紛争

- 3-1 フェイスブックが IBM から特許購入、ヤフーとの訴訟対応か (3月23日)
- 3-2 三星、国内企業のうち米国で提訴された件数最多 (3月27日)
- 3-3 アップル・三星など6社、特許侵害で提訴される (3月28日)
- 3-4 アップル-三星経営陣らが議論を交わした理由は? (3月30日)

#### デザイン (意匠)、商標動向

今号はございません。

## その他一般

- 5-1 特許戦争時代、三星が保有する武器は世界2位 (3月18日)
- 5-2 釜山市、特許技術に対する技術価値評価費用を支援 (3月19日)
- 5-3 ナノインプリント関連の特許出願増加 (3月21日)
- 5-4 湿式空気清浄機の特許出願が活発 (3月21日)
- 5-5 世界全体での特許出願、99位以内に韓国企業3社ランクイン (3月27日)
- 5-6 大韓民国の学生創意力チャンピオンを探せ! (3月28日)

## 法律、制度関連

今号はございません。

## 関係機関の動き

### 2-1 技術流出防止、電子指紋で解決<営業秘密原本証明サービス> (韓国特許庁 HP 3月16日)

最近、企業が自社の重要な資産である技術情報などを守るための解決策として、営業秘密原本証明サービスに関心が集まっている。

三星電子もまた、営業秘密原本証明サービスの利用契約を大量に締結してサービスを利用し、営業秘密を保護している。

三星電子関係者は「現在保有している数万件の営業秘密に対する効果的な管理だけでなく、今後発生し得る技術流出に戦略的に対応するために、営業秘密原本証明サービスを利用するようになった」と話した。

営業秘密原本証明サービスは、特許庁が韓国特許情報院と共同で導入したもので、営業秘密が盛り込まれた電子文書は、個人や企業が自主的に保管し、該当の電子文書から抽出された固有の識別値、すなわち電子指紋の登録を通して営業秘密の保有事実を証明してくれるサービスだ。

これまで技術流出による紛争が発生した場合、被害企業はその営業秘密をいつから保有していたという事実を証明するのが容易ではなかった。

このサービスを利用するようになれば、営業秘密の保有事実を立証することができるだけでなく、勤労者とその該当する営業秘密との関連性が把握でき、前・現職の勤労者による営業秘密の流出が抑制される効果があり、流出の際にも流出した営業秘密の特定など、紛争解決の資料として有用に活用することができる。

また、他の企業と取引を始める前にサービスを利用すれば、取引過程で技術が流出する場合に自身がその技術の正当な保有者であることを難なく立証することができ、競争会社

の特許権取得に備えて特許法上の先使用权を立証する資料としても利用することができる。

特に、原本証明サービスは、営業秘密の実体資料ではなく電子指紋だけを登録し、登録および証明過程において営業秘密の流出の懸念がないという点から企業からも高評価を受けている。

営業秘密原本証明サービスは、韓国特許情報院のサービスホームページ ([www.tradesecret.or.kr](http://www.tradesecret.or.kr)) またはPC専用ソフトウェア、大量に利用する企業の場合は企業の運営システムとサービスを連動して簡便に利用することができる。

特許庁産業財産政策局 李・ヨンデ局長は「米国、日本など海外では1990年からこのような原本証明サービスが活発に運営されている」とし、「核心技術など営業秘密の流出による企業の被害が産業界の大きな問題となっている中で、原本証明サービスは、大企業はもちろん保安レベルが脆弱な中小企業などが、安全かつ便利に技術を守るのに有用だ」と述べた。

一方、特許庁は、営業秘密原本証明サービスの信頼性を高めて、その利用を活性化するために営業秘密原本証明の根拠条項を作成するための「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」の改正を現在推進している。

## 2-2 特許顧客相談センター運営開始から10周年、規模・利用件数増加 (デジタルタイムズ 3月19日)

韓国特許庁は、特許顧客相談センターが20日で運営を開始して10周年を迎えると19日明らかにした。

特許顧客相談センターは2002年3月に設立されて以来、特許出願書の作成方法から審査・審判手続きまで全ての分野にわたって相談を行ない、国民の特許および商標出願をサポートしてきた。

運営開始当初、24名の相談員で1日の利用件数が500件余りだったが、現在は56名の相談員が3000件余りの電話相談を処理しており、去る10年間でセンターの規模と利用件数が大幅に増加した。また、サービスも多様になり、相談時間を事前に予約して、利用者の都合の良い時間に相談を受けることができたり、電話での説明が難しい場合には、利用者のコンピューター画面を遠隔で共有しながら案内を受けることもできる。

最近では、スマート機器使用者のために、ツイッターの運営とスマート機器用の案内のアプリケーションも提供している。

特許庁関係者は「昨年実施した顧客満足度調査の結果、利用顧客の90%程度が親切な相談に満足したと回答し、85%はまた利用したいと回答するなど、利用顧客の満足度が非常に高いことが調査で分かった」と述べた。

特許相談顧客センターは20日、10周年記念行事を開催して、この日最初に問い合わせをした顧客に商品券と記念品を贈呈する。

<李・ジュンギ記者>

## 2-3 特許庁、大学・公的(研)特許技術パッケージの事業化本格的に推進 (韓国特許庁 HP 3月19日)

韓国特許庁は、教育科学技術部と共同で「公的機関保有技術共同活用支援事業」を本格的に推進すると明らかにした。

この事業は、大学や研究機関が個別に保有している類似の技術を、特定の技術テーマ別にパッケージ化する特許ポートフォリオの構築と事業化を支援するもので、国内では昨年、特許庁と教科部がはじめて3つの技術テーマ(スマートフォン関連技術、太陽光関連技術、ガン診断・治療関連技術)を選定して支援した。

これを通じて、スマートフォン関連の技術は4G通信プロトコル、近距離通信などの分野で光州科学技術院など5機関の特許724件をポートフォリオとして構成し、太陽光関連の技術は電力変換制御、太陽熱集熱システムなどの分野で韓国電気研究院など5機関の特許92件を、ガン診断・治療関連の技術は韓国生命工学研究院などの特許210件をポートフォリオとして構成し、事業化を推進した。

その結果、韓国電気研究院が保有する電力変換制御関連の特許技術が、M社など2つの企業とライセンス契約を締結して1億3千万ウォンの技術料収入を上げ、加えてD社と技術移転交渉が進行中だ。

また、光州科学技術院のスマートフォン関連の特許技術はI社と、韓国生命工学研究院のガン診断関連の技術はN社など3社と技術移転のための交渉を各々進行中だ。

特許庁と教科部によれば、今年は特許ポートフォリオの構築技術分野を合計10個の技術テーマに拡大して、研究者の技術諮問を含む技術マーケティングを支援、特許ポートフォリオの構築で企業がより容易に活用できるようにする計画だ。

李・ヨンデ特許庁産業財産政策局長は「この事業は、複数の大学と研究機関が協力して、製品単位で特許ポートフォリオを構築して技術マーケティングを行なうことにより、企業にとって製品開発や特許紛争で必要な特許技術をより簡単に確保できる技術移転方法論と評価されている」とし、大学・公的(研)と関連企業が関心を持ってくれるよう求めた。

## 2-4 メキシコの特許取得、3.5年から1ヵ月に短縮<特許審査ハイウェイ> (韓国特許庁 HP 3月26日)

韓国特許庁とメキシコ特許庁が、来る7月1日から特許審査ハイウェイ(PPH:Patent Prosecution Highway)を施行することに合意した。今回の合意で、韓国とPPHを締結した国家は11ヵ国となった。メキシコとのPPH施行は、南米国家中では初。PPHは、協定を締結した相手の国家で特許決定がされれば、早期に審査を受けられるように優先審査選択権を与える制度だ。一種の両国間「特許高速道路」を置くことに例えることができる。

韓国特許庁は「李・スウォン特許庁長とロドリゴ・ロケ(Rodrigo Roque)メキシコ特許庁長が去る23日(現地時刻)、メキシコシティ、メキシコ特許庁で特許庁長会談を行ない、韓-メキシコ特許審査ハイウェイ施行に合意する一方、『韓-メキシコ間知識財産権協力に関する包括的了解覚書』に署名した」と26日明らかにした。

メキシコは、韓国が 11 番目に特許出願を多く行なっている国家だ。今年は両国修交 50 周年になる年であるため、今回の PPH 施行で経済、文化交流の拡大に続き、知的財産権分野においても緊密な協力が期待される。

国内で特許決定を受け、PPH を利用して海外で出願する場合、通常 20 ヶ月以上かかる特許審査期間が、数ヶ月以内に短縮される。また、PPH 特許出願の場合、相手国の特許決定を活用するため、一般出願に比べ登録率が高いことも特長的だ。

今回のメキシコとの PPH 施行で、韓国の出願人が PPH を利用してメキシコに出願する場合、特許の獲得期間が 3 年以上(平均 3.5 年→1 ヶ月)に短縮される。また、韓国はカナダ-米国-メキシコに連結するアメリカ地域の主軸国家と PPH を施行することで、グローバルビジネスを広げる韓国企業の特許戦略樹立に資すると見られる。韓国は、米国とは 2008 年から、カナダとは 2009 年から PPH を施行している。

今回の会談で両国の特許庁は、知的財産権制度および動向に対する情報交換と知的財産権セミナーの共同開催を通じて、中小企業と一般市民の知的財産権に対する認識を向上することにした。

また、韓国特許庁が APEC の協力事業として推進中の知的財産を活用した開発援助方案に対して議論し、今後 APEC レベルの多様な議題と協力事業に対して両庁が共助できる方案を模索することにした。

この他、両国の特許審査制度および審査実務に対する理解を高めるための共同先行技術調査プログラムを推進することにした。知的財産権行政の発展のために、情報化分野の協力事業を発掘・推進するための実務レベルの議論を行うことにも合意した。

李・スウォン特許庁長は「有望な新興輸出市場で、中南米進出の足がかりの役割をするメキシコと特許審査ハイウェイに合意し、韓国企業が短期間に迅速に知的財産権を確保することに對し、実質的なサポートをすることができるようになった」と話した。

## 2-5 韓・米 FTA に伴う知財権紛争解決、米国に現地支援体制を構築 (韓国特許庁 HP 3 月 27 日)

韓国特許庁は KOTRA と共同で、米国, LA において現地時間 3 月 26 日 (月) 午前 11 時に海外知識財産センター (以下 IP-DESK) の開所式を行った。

特許庁は、韓・米 FTA 発効にともなう韓国企業の対米輸出活動を支援するために、対米輸出入の関門である LA に所在する KOTRA 支社内に米国 IP-DESK を設置、業務を開始した。

米国 IP-DESK は、最近米国内で韓国企業の知識財産権紛争が増加しているなか、FTA 発効後米国市場内で韓国商品およびサービス輸出が増えれば、知識財産権紛争がまたさらに増加すると予想され、韓国企業の知識財産権紛争の予防および対応のための総合支援サービスを米国現地で迅速かつタイムリーに提供するために設置された。

韓国企業が関連した海外知識財産権紛争(2004 年-2011 年 8 月まで全体 653 件)の約 68% が米国で発生しており、米国での紛争 (449 件) 中、中小企業の紛争は 25% (112 件) を占めるなど、米国市場内における韓国企業の知識財産権紛争が増加傾向にある。最近、米

国市場内の製造企業間における知識財産権戦争が苛烈、非製造特許専門企業 (NPE) らの特許訴訟攻撃が増加しており\*、韓国企業らが紛争に直面する危険性が高まっている。韓・米 FTA 発効で韓国企業の米国市場進出が拡大し特許、商標、デザインなどの知識財産権紛争はさらに増加するものと予想される。このように、知識財産権紛争の可能性が高い米国市場への進出を成功させるためには対米輸出企業、特に中小企業の知識財産権紛争に対する予防への努力と対応能力の向上が切実に要求されている。

LA に所在する IP-DESK は、シリコンバレー、ニューヨークなど米国全域で輸出およびビジネスをしている韓国企業であればサービスの利用が可能だ。特許庁は、米国 IP-DESK を通じて特許、商標など知識財産権管理確保の支援と輸出品に対する紛争の可能性を診断および紛争対応コンサルティングを提供するなど、総合的な支援体系を構築して韓国企業の知識財産権能力を高め、対米輸出活動を積極的に支援していく計画だ。

李・スウォン特許庁長は「韓・米 FTA は、韓国企業に新しい市場の機会を提供してくれるが、その機会を輸出効果に繋げるためには、知識財産権紛争の可能性が高い米国市場を狙った知識財産権の迅速な先行獲得と、事前に IP-DESK を通じて知識財産の紛争予防のための措置を優先的に検討することが必要だ」と述べた。また、「シリコンバレーと近いことから IT、半導体など先端分野の特許および技術取引相談の需要も増加するものと予想されており、IP-DESK の役割が一層重要になる」と強調した。

IP-DESK の開所にとまなう行事として、当日午後 2 時から LA オックスフォードパレスホテルで特許庁による海外知識財産権保護制度の説明会と知識財産の対応戦略セミナーを開催し、特許庁および LA 総領事館の関係者をはじめ現地の起業家、法律専門家、関連する商工人団体の会員などが参加し、高い関心を見せた。

特許庁は KOTRA、韓国知識財産保護協会と共同で、知識財産権の情報不足および専門家不足で苦戦している韓国企業を支援しようと 2006 年から IP-DESK を設置・運営してきた。IP-DESK は、現在中国 (北京, 上海, 光州, 青島, 瀋陽)、ベトナム (ホーチミン)、対 (バンコク) など 7 ヶ所に設置・運営されている。今年は、米国, LA の IP-DESK 開所以外に K-POP の拡散によって、韓国企業の知識財産権侵害品が増加しているインドネシアにも IP-HELP DESK が追加で設置・運営されている。

\*特許侵害を根拠に輸入禁止決定を下す米国貿易委員会 (ITC) の場合だけでも、最近 3 ヶ月間 (2011 年 12 月-2012 年 2 月間) で 163 社の企業が提訴された。(一日平均 2.6 社)

## 2-6 KEA、電子・IT 企業の特許紛争に備えてオーダーメイド型情報サービス開始 (電子新聞 3 月 28 日)

韓・EU、韓・米など FTA の締結で韓国の経済領域が拡大すれば、国内企業の知的財産権紛争の発生頻度がさらに高くなると予想される。国内の電子・IT 企業の技術競争力、認知度、ブランド価値などが上昇、既に先進国の牽制は激しくなり始め実効性のある対応策を講じる必要がある。

一例として、米国国際貿易委員会 (ITC) が処理した韓国企業の特許訴訟件数は 2008 年 8 件から 2011 年 12 件と増加した。このうち、電子・IT 企業が 11 件を占めており、他業種企業に比べ特許紛争ははるかに多い。

しかし、大企業と異なり中小企業の知財権管理は劣悪な状況だ。

韓国電子情報通信産業振興会 (KEA) の調査発表 (2010) によると、中小企業の 36% が知財権関連の人材が一人もおらず、中小 IT 企業全体の半分 (57.5%) 以上が競合会社の特許を分析せずに輸出をしていることが明らかになった。

KEA は中小企業の特許紛争対応を支援するために、国際特許紛争予報システムを構築して試験サービスに入った。海外で発生する特許紛争情報をオーダーメイド型で提供し、中小企業が事前に対応策を講じるようにする計画だ。

国内企業のグローバル技術競争力が増加し、特許戦争の代表地である米国を中心に電子、電気、情報通信産業関連の国内企業の特許紛争が急激に増加している。

その上、知識財産専門企業が新しく登場して産業の原動力が鈍化、先進国の企業らが特許権の行使で収益を追い求める傾向が濃くなり、国内の輸出企業は特許紛争の角に追いやられている。

世界における韓国企業の特許紛争うち、電子・IT の割合が 2004 年は 58.5%、2008 年は 78.3%、2011 年は 87.7% に増加した。米国内の地方裁判所・連邦控訴裁判所・ITC などでも取り扱った韓国企業の特許訴訟の件数も 2005 年 46 件から 2011 年は 81 件に急増した。

KEA イム・ホギ特許支援センター長は「中小の電子・IT は、昔と同じで今も特許攻勢に特別な対応措置をとっていない」とし、「中小の電子・IT 企業を対象にした事前対応支援策が必要だ」と述べた。

三星・LG など国内大手企業が海外市場の開拓を拡大して現地でグローバル企業と市場競争を繰り広げ、大企業に部品を供給する中小企業の特許紛争リスクが高まっている。

KEA 関係者は「大企業と異なり、独自の特許ポートフォリオを構築しない中小企業の場合、紛争関連の特許が多いほど対応を放棄し、即ロイヤリティー交渉を開始する事例が多数発生している」と述べた。

国内における特許紛争の場合、代理人の報酬が低いいため、対応するだけで米国など 1 件当たりの訴訟平均費用が 200 万ドルに達す海外において訴訟が発生した場合に、和解を選ぶか輸出を中断する事例が頻繁すると指摘している。

KEA は、今後スマートフォンなどに搭載されるシステムオンチップ、AMOLED 部品、アンテナなどを生産する中小企業が、国際特許紛争に巻き込まれる可能性が高いと分析した。

既存の商用化した部品と技術を利用したユーザーインターフェースの改善製品を主に生産・輸出する中小企業の特許紛争リスクが増加すると思われる。ナビゲーション、車両用ブラックボックス、インフォディスプレイ、半導体システムなどが代表業種だ。

KEA は特許紛争に脆弱な中小企業を支援するために、昨年下半期に国際特許紛争予報シ

システムの設計に 5 億ウォンを投じて今月末から試験サービスに入った。KEA は今後さらに 10 億ウォン投じてシステム機能を補強し、下半期から本サービスを開始する予定だ。

中小企業のための紛争情報分析、リアルタイムの紛争予報でリスクを予測して予防することで、中小企業の輸出競争力を強化する。

システムは、米国地方裁判所、連邦控訴裁判所、ITC などに取り扱った 3 万件の特許紛争の現況を検索することができる。検索内容は毎週更新される。原告、被告、紛争特許、技術分野など多様な単語で検索して紛争特許の技術的内容を確認することができる長所がある。また、関心のある特許を対象にした最近の紛争動向を e メールで周期的に把握することができる。

KEA は年末までに 400 万件の米国登録特許を DB 構築して、中小企業が紛争リスク度が高い高リスク特許群を発見できるように支援し、これを分析して紛争に事前に備える計画だ。

<アン・スミン記者>

## 2-7 商標の使用意思確認制度および手数料加算制度施行 (韓国特許庁 HP 3月29日)

韓国特許庁は、現実的に使うこともない商標を登録して、その商標を本当に使用したいと思う人が使用できないよう阻止している保存商標を削減していくことにした。

このため出願・登録段階では「手数料加算制度」を、審査段階では「使用意思確認制度」を本格的に施行すると明らかにした。

保存商標を削減しようとする背景は、使用することもない商標まで過剰に指定し、真の商標使用者が権利を取得または商標を選択するのに制限が生じているためだ。

また、登録商標 DB が過剰に肥大化し、商標登録出願に対する審査負担が加重されることによって審査が遅延するなど、保存商標による各種問題点を解決するためだ。

まず、「使用意思確認制度」とは、審査官が商標登録出願人の商標使用意思に対する合理的な疑いが生じる場合に、出願人の使用意思を問うようにし、出願人は商標の使用事実または使用準備中の事実を証明する資料を提出して使用意思を立証すればよい。

審査官が使用意思を確認しなければならない場合をいくつか例に挙げると、出願人が一定のサービス業をすることが法令上制限された場合、指定商品または指定サービス業が 5 個以上指定された場合、デパート業または大型ディスカウントスーパー業など、大規模資本や施設が必要なサービス業を個人が指定した場合などが挙げられる。

次に、「手数料加算制度」は 4 月 1 日から施行。商標登録出願または新規・更新登録時に指定商品または指定サービス業の個数が 1 個類当り 20 個を超過する場合、基本手数料 5 万 6 千ウォンに指定商品当りの加算料 2 千ウォンを追加して納付しなければならない。

例えば、出願人が指定商品を 1 個類 23 個と指定した場合、納付しなければならない出願手数料は、基本手数料 5 万 6 千ウォンに、指定商品 20 個を超過する 3 個の指定商品の加算料 6 千ウォンを追加して合計 6 万 2 千ウォンとなる。

李・ジュンソク韓国特許庁商標デザイン審査局長は「今回の措置で保存商標の被害を減らし、真の商標使用者の保護と公正な商標使用手続きを形成する契機になると期待する」



と述べた。

## 2-8 商標優先審査の申請要件を大幅緩和 (韓国特許庁 HP 3月30日)

韓国特許庁は、4月1日から商標優先審査の申請要件を大幅に緩和すると明らかにした。これにより、早期に審査処理が必要な商標登録出願人は、容易に優先審査を受けることができるようになり、商標登録出願後2~3ヵ月で商標権を取得できるようになると思われる。

これまで、商標登録出願人が出願商標を指定商品に使用または使用予定を理由に優先審査を申請する場合、各々の指定商品全てに対する証拠資料を提出しなければならなかったが、今後は主指定商品のみ証拠資料を提出すれば良い。

即ち、商標登録出願人が主指定商品の使用または使用予定の事実を証明すれば、類似の商品は証拠資料を提出しなくても優先審査を受けることができるようになる。

一般の審査手続きを踏めば、商標登録出願日から約10ヵ月が経過した後審査結果を受ける従来の方法から、優先審査申請要件を大幅に緩和して早期に商標権を取得することができる道が開かれた。

企業等では、ブランドを開発して企業のCI(Corporate Identity)、BI(Brand Identity)として採択する前や、フランチャイズチェーン事業のための広報、広告などをおこなう前に、商標権を事前に確保して安定した投資環境を整える必要があった。

しかし、主商品でない類似の商品は、企業等のブランド開発の過程で使用の有無が随時変わるため、現行のように厳正に運営する優先審査制度は活用しづらかった。

そのため、昨年の優先審査申請率が2%にも及ばないなど、企業等で優先審査をあまり利用していなかったことが、商標の優先審査申請要件を緩和しようとする背景となった。

ソン・ヨンシク韓国特許庁商標審査政策課長は「今回の措置で商標を現実に使用したり、使用予定の出願人は殆ど優先審査を通じて迅速に商標権を取得することができるものと期待される」と話した。

## 2-9 特許審判院、特許紛争関連の審判を早期処理 (韓国特許庁 HP 3月30日)

これからは、特許紛争がさらに早く正確に解決されるようになる。特許審判院は、法院(裁判所)や貿易委員会に係留中である特許紛争関連の審判事件を迅速審判<sup>1)</sup>対象に追加指定し、審判請求後4ヵ月以内に処理することにしたと明らかにした。

最近、知的財産権に対する認識が向上し、特許についての関心が高くなっていることから、特許侵害禁止仮処分申請や特許侵害訴訟などのような特許関連紛争も増加している。三星とアップル間の特許訴訟や、オスラムと三星、LGとのLED照明に関する特許訴訟で分かるように、韓国は既に全方面に特許攻勢を繰り広げ、いわゆる「特許戦争」時代に突入したと言える。

韓国の特許侵害訴訟(損害賠償請求、仮処分決定)は、一般民事法院(地方法院、高等法院)で行なわれ、これとは別途に特許審判院では、実施者の製品が特許権に属するかを判断する権利範囲確認審判と特許の有・無効を判断する無効審判が行なわれる。特許審判

院はこれまで特許侵害訴訟が係留中の権利範囲確認審判を迅速審判の対象として特許紛争の早期解決を支援した。

しかし、最近、特許侵害の有無の前提条件である特許の無効有・無が主要争点<sup>2)</sup>となり、無効審判に対する迅速な判断が一層重要になった。これにより、特許審判院では特許侵害訴訟が法院に係留中である時に請求された無効審判事件も迅速審判の対象に指定し、審判請求後4ヵ月以内に処理するように審判事務取扱規定を改正した。

また、貿易委員会が昨年9月に判定したレーザープリンター感光ドラム特許侵害不公正貿易行為<sup>3)</sup>の調査事件でも分かるように、不公正貿易行為判定でも特許権の無効有・無が重要な争点になることから、これと関連した審判事件も懸案によって迅速審判または優先審判に指定し、4ヵ月または6ヵ月以内に処理するようにした。

現在、特許審判院で審判請求後結果を受けるまで平均9ヵ月を要するが、迅速審判または優先審判と指定されれば、5ヵ月から3ヵ月程度の期間が短縮される。今回の改正で特許権、商標権の無効有・無が早期に判別され、一般民事法院や貿易委員会での無効判断に対する負担および審理期間が短くなると見られる。

一方、審判関連書類の提出期間に対する頻繁な期間延長申請で、審判処理期間が長くなる問題点を解決するために、優先・迅速審判に対しては無分別の期間延長申請を制限することにした。

ファン・ウテック特許審判院長は「今回の審判制度の改善で、全方面に拡散されている特許紛争が一層早く解決されるものと期待される。」とし、「しかし、今回の制度改善が実効を収めるためには、審判の当事者らの審理進行に対する積極的な協力が何よりも必要だ。今後も特許紛争の早期解決のために、口述審理を拡大するなど審判の質を高めて、審判長の効率的な審理指揮で期間をさらに短縮させていく」と述べた。

1)特許審判院は、審判事件を処理順位によって迅速審判、優先審判、一般審判に分けて処理している。

2)大法院2012年1月19日宣告2010ダ95390判決では、特許権が無効になることが明白な場合に、その特許権に基づいた侵害禁止または損害賠償などの請求は権利濫用に該当し、許可されないと判示した。

3)不公正貿易行為とは、「不公正貿易行為調査および産業被害救済に関する法律」第4項で規定する行為として、特許権など知識財産権の侵害行為や原産地表示違反行為などを言い、不公正貿易行為と判定されれば、輸出、輸入、販売、製造行為の中止、搬入排除および廃棄処分、訂正広告などの是正措置が下されることになる。

## 模倣品関連及び知的財産権紛争

### 3-1 フェイスブックが IBM から特許購入、ヤフーとの訴訟対応か (電子新聞 3月23日)

世界最大のソーシャルネットワークサービス (SNS) 企業のフェイスブックが、IBM から特許を購入した。

フェイスブックが、IBM からソフトウェアおよびネットワーク関連の技術のカバーする特許 750 件を購入したと 21 日、ブルームバーグが報道。フェイスブックの広報担当者は、特許購入を認めたが詳細な内容については明らかにしなかった。

今回の特許購入は、フェイスブックがインターネットポータルサイトヤフーとの訴訟を含む法的対応をするための処置と見られる。

ヤフーは、フェイスブックが自社の特許 10 件を侵害したとして、去る 12 月カリフォルニア州サンノゼ連邦裁判所に訴訟を提起した。訴訟内容はウェブ広告、個人情報管理、ソーシャルネットワーク関連の特許。

他の特許訴訟のように、ヤフーとフェイスブックの訴訟も合意やライセンス取引の形で解決されるとブルームバーグは予測している。

先月初め、フェイスブックは 50 億ドルの調達を目標にした企業公開 (IPO) 申請書を提出した。インターネット企業の IPO としては、最大規模になると予想されている。

今回の特許訴訟は、フェイスブックの IPO を控えてこの会社の脆弱性を現わすものと思われる。

2011 年末基準で、フェイスブックは米国特許 56 件を保有している。これは、他の大手技術企業が保有する特許件数と比較すると相対的に少ない。なお、ヤフーが保有する特許は 1000 件を超える。

<ジョン・ソヨン記者>

### 3-2 三星、国内企業のうち米国で提訴された件数最多 (デジタルタイムズ 3月27日)

三星電子が、昨年韓国企業のうち米国において知的財産権関連訴訟を最も多く起こされたことが明らかになった。

27 日、昨年 1~11 月まで米国の裁判所で発生した韓国企業の紛争統計を分析した資料によれば、昨年三星電子が米国の裁判所で起こされた知的財産権関連の訴訟は 43 件に達した。

LG 電子も 31 件の知的財産権関連の訴訟を起こされ 2 位。ペンタック (11 件)、ハイニクス (7 件) など上位 4 位までが全て IT 関連の企業で、5 位は 6 件の訴訟を起こされた現代自動車であることが分かった。

アップルをはじめとした米国 IT 企業らの韓国を代表する企業に対する牽制が深刻化していることを端的に表している。

一方、米国の裁判所に知的財産権関連の訴訟を最も多く出願した韓国企業も三星電子だ

った。三星電子は昨年 9 件の特許関連訴訟を米国裁判所に提起した。

また、LG 電子も 6 件の訴訟を提起し、LG 電子の子会社であるゼニス (2 件) と三星 LED など米国で特許関連訴訟に係争中だ。

知的財産権と関連して韓国企業を提訴した原告は、大部分「特許怪物」と呼ばれる特許管理専門会社 (NPE) で、米国の裁判所で韓国企業が起こされた特許関連訴訟 117 件のうち 66 件が NPE によるものだ。特に、韓国企業を対象に訴訟を提起した法人上位 10 社のうち、一般企業はボッシュとオスラムなど 2 社のみで、他は全て NPE によるものだった。

韓国企業が特許と関連した訴訟を最も多く提起した相手はソニー (6 件) で、オスラム (4 権) とアップル (3 件) が後に続いた。

米国で韓国企業が提訴または訴訟を起こされた知的財産権関連の法廷争いは、昨年総計 139 件でそのうち 65 件が IT 分野で発生した。電気・電子分野が 57 件で 2 位、機械・素材分野 (13 件) が 3 番目に多かった。

<李・ジュンギ記者>

### 3-3 アップル・三星など 6 社、特許侵害で提訴される (デジタルタイムズ 3 月 28 日)

アップルと三星、LG 電子、ソニー、HTC、リサーチインモーション (RIM) など、6 大 IT 企業が、特許権侵害の疑いで「グラフィックスプロパティーズホールディングス (GPH)」から提訴されたとイギリス BBC インターネット版が 27 日 (現地時間) 報道した。

GPH 側が特許権を主張する技術は、テキストと映像をスクリーン上にピクセルとして変換させる技術で、GPH の弁護士ペパー・ハミルトン氏は 1998 年 2 月、2003 年 11 月、2004 年 11 月に取得した特許が侵害されたとして、米国国際貿易委員会 (ITC) に書面で申告した。

この技術は、高解像度のワイド LCD スクリーンと一般スクリーンで映像のクオリティを高めようと考案されたグラフィックプログラムの配線による (hardwired) スーパーコンピュータデータ処理システム」と関連している。GPH は、アップルの iPhone と HTC の EV04G、RIM の BlackBerry トーチとプレイブック、三星のギャラクシー S と S II、LG のスリルおよびソニーのエクスペリアがこの技術を盗用したと主張している。

GPH は、2009 年破産申告をした先端コンピューターメーカーの「シリコングラフィックス」の後身で、民間投資会社らとその他株主らが所有している。

提訴されたこれらの携帯電話会社は、この問題に対して公式声明を発表していないが、ITC に提出した書簡を通じて GPH の主張に対抗すると明らかにした。

RIM 側は「BlackBerry トーチとプレイブックは、他の競合製品では利用できなかったり、保安と医療アプリケーションなど公益的な性格を持つアプリに必要な事項を提供する」とし、「従って、RIM のこの技術が排除されれば、米国内の公衆衛生、安全、福祉に悪影響を及ぼす」と述べた。

アップル側は「GPH が提起した主張は、この特許権とは無関係の数多くの装備と部品まで含まれるほど範囲が広い」とし、「アップルが知るところでは、GPH は使用禁止命令の対

象になり得るシステムや競争するほどの製品を開発したり、生産したことがない」と断言した。

三星も GPH 側の主張に対し「欠陥があるだけでなく、潜在的に IT 産業全体に大きな打撃となる」と警告した。

GPH 側は、この問題を現時点で言論に言及しはしないと BBC に話した。

### 3-4 アップル-三星経営陣らが議論を交わした理由は？ (デジタルタイムズ 3月30日)

最近、アップルと三星の経営陣らが特許権紛争の解決について議論を交わしたことが明らかになった。

ブルームバーグ・ビジネスワークは 29 日 (現地時間)、表紙記事に「アップル最高経営責任者 (CEO) ティム・クック氏は、全ての競合他社を破滅させようとするジョブズ氏の思惑とは異なるように見える。訴訟は巨大な復讐の手段ではなく、必要悪として見ているようだ」と報道した。

アップルは昨年 4 月、米国、カリフォルニア北部地域裁判所に三星のギャラクシー系列のスマートフォンとタブレットコンピューターが自社の特許権および商標を侵害したとして告訴し、三星側も応訴して両社は全世界の法廷で紛争を巻き起こした。

アップルは、グーグルの 안드로이드 を基盤に使用する HTC やモトローラのような他メーカーとも訴訟を行ってきた。

ジョブズ氏は、自伝で「アンドロイドは盗んだ製品であるため、これを破壊し、これに関して最後まで戦う」とし、「必要であれば、死ぬ最後の瞬間までこの問題のために努力し、過ちを正すためにアップルの全ての資産を注ぐ」と決然とした意志を示した。

ブルームバーグがこの記事で指摘したように (訴訟戦を和解で終える場合)、短期的にアップルは相当な金額の訴訟費用と企業能力の分散から脱出することができる。

しかし、長期的にアップルとグーグル、そして他の競合会社のマイクロソフトは、モバイル機器だけでなくスマート TV をめぐる今後の戦闘に備えているため、競争を回避するのは難しい状況だとブルームバーグは指摘した。

<パク・ジソン記者>

## デザイン (意匠)、商標動向

今号はございません。

## その他一般

### 5-1 特許戦争時代、三星が保有する武器は世界 2 位 (電子新聞 3月18日)

特許戦争時代。武器 (特許) を多く保有している企業が有利な立場に立つ。

ビジネスインサイドは18日、現在、米国特許庁のデータベースを基準に特許を最も多く保有している企業リストを分析した。

1位はIBMで7万715件を保有しており、これらの特許収入だけで年間10億ドルに達する。IBMは、1990年代初頭から特許が「武器」になることを認識し、米国で専門担当部署を設置した最初の企業だ。昨年だけで6180件の特許を取得した。

これに続いて、三星電子が米国特許庁に4万7855件の特許を登録。昨年は4894件の特許を取得して2位のポジションを占めた。

3位はキャノンで、4万6322件の特許を保有している。デジタルカメラ時代に遅れをとらないよう着実に研究開発を進めた結果と思われる。続いてソニー(3万6508件)、HP(2万4904件)の順であることが分かった。

ゼロックスは2万3604件の特許を保有して6位。ゼロックスは、PARC(パロアルト研究所)を運営中で、そこでコンピューターグラフィック、マウスなどが誕生した。インテル(2万1152件)、マイクロソフト(1万9800件)、ノキア(9615件)などが後に続く。

オラクルは3371件を保有しているが、数年前に買収したサンマイクロシステムズの特許7618件を合わせれば、1万1000件を上回る。アップルは4649件で、10位圏内に入ることができなかった。

グーグルは以外にも1124件のみで、IT業界でライバルと呼ばれる他の企業と対照的だ。これは、グーグルが「無理して」モトローラを買収した理由と思われる。この他、移動通信企業では唯一ベライゾン(1110件)が名を連ね、ヤフーが1029件、アマゾンが448件であることが分かった。

<ホ・ジョンユン記者>

## 5-2 釜山市、特許技術に対する技術価値評価費用を支援 (電子新聞 3月19日)

釜山市は、釜山地域の中小・ベンチャー企業の事業資金の調達を活性化するために「特許技術に対する価値評価保証支援事業」を開始する。

この事業は、優れた特許技術を保有している企業や、事業化に困難を伴っている中小企業を対象に、該当技術の技術価値評価費用を支援するという内容だ。

来る4月13日までに釜山テクノパークホームページを通して支援対象企業を募集し、4月中に実態調査および評価を経て支援企業を確定する。確定された企業には、技術保証基金の技術価値評価保証費用の80%が支援される。

<イム・ドンシク記者>

## 5-3 ナノインプリント関連の特許出願増加 (韓国特許庁 HP 3月21日)

鯛焼きを作るように、パターンが刻印されたスタンプを高分子溶液につけて印刷した後、焼いて微細回路パターンを形成するナノインプリント(nano-imprint)技術が注目されている。

2002年まで8件に過ぎなかった特許出願が、2003年以降2009年まで計482件出願され、

持続的に増加していることが明らかになった。

半導体の微細回路パターンを形成するのに核心的な装置である露光装置は、天文学的に高価な装置で、いくつかの外国企業が独占している分野だ。ナノインプリント技術は、このような高価な精密光学システムを使用する露光工程に代わり、低価格ながら数ナノレベルの高解像度パターンニングを可能にする技術だ。

出願国家別で見ると、韓国が 52%、米国が 24%そして日本が 21%で韓国が全体の半分以上を占めているが、韓国は、2004 年から本格的な出願をし、基盤技術の先行獲得に対する初期の努力が競争国に比べ多少遅れをとったようだ。

現在、システム開発も商用化段階にあり、米国の Molecular Imprints 社は次世代半導体の量産システムを目標に 20 ナノ以下の整列および単位時間当たり 4 枚のウェーハ処理の処理速度を具現した。これは、高価な露光装置を利用するにも物理・光学の法則の制約によって 10 ナノ以下の半導体パターンニングが不可能だとされる問題の代案として、ナノインプリント技術に注目しているものと思われる。

出願人別で見ると、大企業 45%、中小企業 23%、研究所 16%、大学 15%の順で、大企業はナノインプリント技術を適用した半導体素子など応用製品の具現化に関する出願が多く、中小企業および研究所はナノインプリントシステムと関連した特許出願が多いことが分かった。

国内では、韓国機械研究院がナノインプリントシステムの生産性を向上させる努力をしており、LG 電子は LED の光結晶パターンをナノインプリント技術で具現化することを開発した。中小企業の場合、特許では劣勢にあるが、NND、ADP エンジニアリングなどが、ナノインプリントの工程システムを開発して市販中だ。

しかし、ナノインプリント技術が露光工程を代替するためには、大きく分けて 3 つの問題点を克服しなければならない。1 つは接触工程に起因するパーティクルの抑制、もう 1 つはスタンプの正確な整列技術の確保だ。そして 3 つ目は、実際の生産ラインに適用できるようにするためには、単位時間当たりのウェーハ処理速度が、従来の露光装置の水準を確保しなければならない。

ナノインプリント技術は、従来のメモリー半導体の製造以外に次世代ディスプレイ、ハードディスク、LED およびナノバイオ製品などにその適用範囲を拡大している。ナノインプリント技術で多品種少量のナノ製品または半導体事業が可能のため、大企業中心の半導体産業から中小企業主導のブルーオーシャンでの基盤技術として、その特許出願の増加は持続すると予想される。

#### 5-4 湿式空気清浄機の特許出願が活発 (デジタルタイムズ 3月21日)

春、招かざる客である黄砂に備えるため、空気清浄機に対する消費者の関心が高まっており、湿式空気清浄機が人気を博している。

乾燥式空気清浄機に対する特許出願は減少している反面、湿式空気清浄機に対する特許出願が着実に増加しているためだ。

21 日特許庁によれば、水で汚染物質を吸着または洗浄するタイプの湿式空気清浄機に対する特許出願が、去る 2002 年は 10 件だったが、2002 年以降毎年 30～40 件余り着実に出願されている。

一方、汚染された空気をファンで吸入した後、フィルターでホコリや細菌類をろ過する方式の乾燥式空気清浄機は 2002 年 93 件に達し、2004 年 188 件と最高値を記録した後毎年大幅に減っていき、2009 年 56 件、2010 年 51 件、2011 年 48 件と減少傾向を見せた。

これは、産業分野の大型集じん施設で主に使用されてきた湿式空気清浄機が、フィルター交換の必要がなく、2006 年から家庭で使用できる小型製品として発売されるなど、市場変化と需要者の要求を反映した技術開発がなされてきたためと思われる。

最近では、加湿器に使用する殺菌剤の安全性が問われ、空気清浄機能と加湿機能を共に備えている湿式空気清浄機の「エアーウォッシャー」タイプが親環境製品として消費者から人気を集めている。

湿式空気清浄機の出願別技術を見ると、紫外線ランプを設置して殺菌するタイプが 13 件 (26.6%) と最も多く、水槽の中にフィルターを使用するタイプ 10 件 (20.4%)、水に接触する水槽などに抗菌性の素材を使用するタイプ 8 件 (16.3%)、オゾン消毒タイプ 5 件 (10.2%)、殺菌剤添加タイプ 3 件 (6.1%) 等の順であることが分かった。

<李・ジュンギ記者>

## 5-5 世界全体での特許出願、99 位以内に韓国企業 3 社ランクイン (電子新聞 3 月 27 日)

昨年、世界で最も特許を多く出願した国は、総計 2826 件を出願した中国の通信システムおよびシステム企業の ZTE であることが明らかになった。

UN 傘下の世界知的所有権機関 (WIPO) が昨年一年間の世界における出願特許を分析した結果、2 位は日本のパナソニック (2463 件)、3 位は中国のファウエイ (1831 件) であることが分かった。

LG 電子は 1336 件で 8 位、三星電子は 757 件で 15 位、LG 化学は 214 件で 66 位にランクイン。

大学の出願 1 位は、277 件を出願した米国カリフォルニア州立大学。2～4 位は、各々米国 MIT、テキサス州立大学、ジョンズホプキンス大学で、韓国の KAIST は 103 件を出願して 5 位にランクインした。

企業および大学を含み特許を最も多く出願した国家は、米国に続いて日本、ドイツ、中国、韓国の順であることが分かった。

<パク・フィボム記者>

## 5-6 大韓民国の学生創意力チャンピオンを探せ! (韓国特許庁 HP 3 月 28 日)

韓国特許庁は三星電子と共同で、全国の小・中・高校生の創意力を存分に発揮できる「2012 年大韓民国学生創意力チャンピオン大会」を開催すると明らかにした。



今年で 12 回目を迎える「大韓民国学生創意力チャンピオン大会」は、学生がチームを組んで出題された問題を解決するプロセスの中で、チャレンジ精神と創意的な問題解決力を養い、協調性および共同体意識などのリーダーシップを培うことが目的だ。

大会の課題は、学生の問題解決能力と協調性、創意的表現力を総合的に評価するパフォーマンスプログラム（事前課題）と科学と技術の原理を利用した構造物などの装置製作課題（公開課題）、創意性と瞬発力を評価する即席課題（非公開課題）の 3 課題。大会で出題される課題を解決するプロセスを通じて、大韓民国最高の創意力を持った学生を選抜することになる。

大会は書類審査、予選大会、本大会に分かれて行なわれ、予選大会は 6 月初めに 16 市・道別で開催される。特に、7 月 26 日～28 日（2 泊 3 日）に予定されている本大会は、様々な発明アイデアの展示や発明体験プログラムなどをともに運営し、学生と保護者、指導教師と一緒に楽しめる発明フェスティバルとして開催する予定だ。

本大会の授賞内容は▲大賞 9 チーム▲金賞 18 チーム▲銀賞 18 チーム▲銅賞 55 チームなど計 100 チームで、大賞を受賞したチームのうち最優秀チームに選ばれた 3 チームの学生と指導教師には海外研修の機会が与えられる。

パク・ゴンス国際知識財産研修院長は「大韓民国学生創意力チャンピオン大会を通じて、学生が受験中心の学業から抜け出して磨き上げた創意力を自由に発揮し、自己の潜在能力を発見できることを期待する」と述べた。

大会への参加を希望するチームは、3 月 28 日（水）から 5 月 3 日（木）までオンラインで参加申込書を提出し、詳しい内容は韓国発明振興会（02-3459-2748）に問い合わせして下さい。

過去のニュースは、<http://www.jetro-ipr.or.kr/> をご覧下さい。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：02-739-8657/FAX：02-739-4658 e-mail：[kos-jetroipr@jetro.go.jp](mailto:kos-jetroipr@jetro.go.jp)）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただきますようお願いいたします。

<https://www.jetro.go.jp/mreg/subscribe?id=3665>

また、本ニュースレターの配信停止、メールアドレス等の変更、購読メールマガジンの追加等は下記の URL の情報管理ページからログインの上、お手続きをお願いいたします。なお、ログインにはパスワードが必要ですが、パスワードは同ページの「パスワードお問い合わせ」からお調べいただくことが可能です。

<http://www5.jetro.go.jp/mreg/menu>

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用（本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます）により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行：JETRO ソウル事務所 知財チーム